

報道各位

新潟市危機管理監
新潟市総務部長

市職員のマスク着用等の取扱いについて

このことについて、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、マスク着用の考え方の見直しが示されました。本市としても国の見直し内容を踏まえ、市職員のマスク着用等の取扱いについて、令和5年3月13日から、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 市職員のマスク着用等の取扱いについて

- (1) 職員がマスクを着用するかどうかは、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断を尊重し、個人の判断に委ねます。
- (2) 窓口対応においては、高齢者・妊婦など重症化リスクが高い方も来庁されるとともに、人との距離の確保（2m以上が目安）が難しい状況であることから、当面の間、マスクを着用することとします。

窓口カウンターのパーティションは、当面の間、継続設置することとします。

バックヤードなどは、基本的な感染対策を行った上で、パーティションを設置しない場合もあります。

- (3) 保育園等福祉施設などの利用者対応においては、接触や近距離での会話など、人との距離の確保が難しい状況のため、当面の間、マスクを着用することとします。
- (4) 本市関連施設や関連団体にも、この対応について所管課から情報提供することとします。
- (5) マスク着用の見直し後においても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行します。

※ 市立学校園（ひまわりクラブ等を含む）の教職員においては、国から示されるマスク着用の留意事項を踏まえ、4月1日から別途対応します。

※ 市民病院、消防局職員においては、継続してマスクを着用します。

- 2 問い合わせ先 危機管理防災局危機対策課 担当：瀧澤 電話 025-226-1142(直通)
総務部職員課 担当：伊藤 電話 025-226-2506(直通)